

令和 2 年 1 2 月 8 日
環境清掃部 清掃リサイクル課

「清掃負担の公平」による負担の調整額について

1 制度見直しの経緯

「清掃負担の公平」については、平成 2 0 年 3 月の特別区長会総会において了承され、平成 2 2 年度より金銭による負担の調整が実施された。

今回の見直しは、平成 3 0 年 4 月の区長会の意見を踏まえ、これまでの算定方式にこだわることなく、清掃工場が所在することに伴う負担は共同処理事務として位置づけ、ごみ減量努力が反映される制度となるよう、平成 3 0 年から令和 2 年にかけて検討を行った。

2 制度見直しによる変更

○ 金銭による負担の算定方法

これまでの算定方法は、自区内の発生ごみ量に、一定のごみ量を加算したものを、各清掃工場の「一定の処理基準」とし、この処理量に対して、1 トンあたり 1, 5 0 0 円を乗じた額を負担の調整総額とした。

各区の負担金は、「一定の処理基準」に達していない区及び工場未設置区は年間のごみ量に応じて支払い、「一定の処理基準」を超えて処理している区は受け取るものとしている。

新しい算定方法は、自区内の発生ごみ量を拠出金として負担し、清掃工場所在区は工場搬入量の割合に応じて交付金を受け取るものとし、拠出金と交付金の差を調整額とする。

令和 3 年度の調整総額は、令和元年度のごみ量により、現行方式で算出した調整総額とする。

○ ごみ減量・リサイクル推進

今回の見直しを機に、2 3 区で、新たに目標の共有を図った。

ごみ減量については、各区におけるごみ減量とリサイクルを進め、2 3 区全体で、区収集可燃ごみの平成 2 0 年度比一人当たり 2 0 % 減の達成を目指す。

リサイクルについては、2 3 区として国や都が示している方向を共有し、

各区の事情に応じて目標を定め、より一層プラスチック製容器包装類の分別収集とリサイクル化を図るとともに、プラスチックの排出量削減と循環利用に関して、より効果的な対策を今後も継続して検討する、とした。

3 本区への影響

調整額の算定方法を変更したほか、今回共有した 23 区の目標を、本区の一
般廃棄物処理基本計画や江東区分別収集計画へ反映することを通じ、さらなる事業の推進が必要となる。

4 令和 3 年度調整額の算定結果

(1) 調整総額 359,835,000 円 (ごみ量 239,890.19 t × 単価 1,500 円)

(2) 本区の調整額 (受取り)

168,223,000 円

(拠出金 75,107 千円、交付金 252,590 千円、免除額 9,259 千円)

(3) 各区の調整額

(単位：円)

受取区 (10 区)		支払区 (13 区)	
区名	受取金額	区名	支払金額
中央	26,854,000	千代田	44,557,000
港	18,446,000	新宿	78,278,000
墨田	19,739,000	文京	33,646,000
江東	168,223,000	台東	40,223,000
品川	25,301,000	目黒	18,669,000
大田	30,386,000	世田谷	5,830,000
杉並	24,692,000	渋谷	38,068,000
豊島	1,121,000	中野	36,746,000
北	16,440,000	荒川	26,944,000
葛飾	9,861,000	板橋	3,112,000
		練馬	104,000
		足立	468,000
		江戸川	14,418,000